

長岡京市教育委員会 GIGA スクール端末等  
売 買 単 価 契 約 書 (案)

売払 長岡京市 (以下「甲」という。) と買受 ○○○○ (以下「乙」という。) とは、次の条項により長岡京市教育委員会 GIGA スクール端末等の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙各者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(売買物件及び売買代金)

第2条 甲は、次に掲げる物件 (以下「売買物件」という。) を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。売買代金は1台あたりの単価契約とする。

売買物件名

iPad 第7世代 Wi-Fi モデル ○○円 (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

iPad 第8世代 Wi-Fi モデル ○○円 (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

iPad 第9世代 Wi-Fi モデル ○○円 (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

(代金の支払)

第3条 乙は売買代金を甲の指定する銀行口座に銀行振込の方法により甲の指定する期日までに支払わなければならない。

(所有権の移転等)

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に、甲から乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後及び処分が完了した後に処分を証する書類を甲に提出すものとする。

(売買物件の引き渡し)

第5条 当該物件を甲の指定する場所において現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

2 乙は、売買物件の引き受け、運搬手配、処分を行うものとする。

3 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

(引受け等遅延の承認)

第6条 乙は、売買物件の引受け、運搬手配、処分について、天災その他正当な理由により遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を届けて延期の承認を受けるものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第9条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第10条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

売払 甲 京都府長岡京市開田一丁目1番1号

長岡京市長 中小路 健吾

買受 乙 住所

〇〇株式会社

代表名 〇〇 〇〇 印